

鳴門市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者、障がい児及び難病患者（以下「障がい者等」という。）の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3に規定する地域生活支援拠点等の整備について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 地域生活支援拠点等事業（以下「拠点等事業」という。）の実施主体は、鳴門市（以下「市」という。）とする。ただし、障がい者等への支援を適切に実施できると市長が認める者と分担・連携し、面的な体制で拠点等事業を行うものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に在住する障がい者等
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(拠点等事業の内容)

第4条 拠点等事業は、鳴門市基幹相談支援センターを地域生活支援拠点等コーディネーターとして、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 相談に関すること。
- (2) 緊急時の受け入れ及び対応に関すること。
- (3) 体験の機会及び場の提供に関すること。
- (4) 専門的人材の確保及び養成に関すること。
- (5) 地域の体制づくりに関すること。

(拠点等事業の機能を担う事業所の登録等)

第5条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第29条第1項に基づく指

定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設、総合支援法第51条の14第1項に基づく指定一般相談支援事業者、総合支援法第51条の17第1項第1号に基づく指定特定相談支援事業者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に基づく指定障害児通所支援事業者、児童福祉法第24条の26第1項第1号に基づく指定障害児相談支援事業者（以下「事業所」と総称する。）が前条に掲げる拠点等事業の機能（以下「拠点等機能」という。）を担おうとするときは、当該事業所の運営規程に拠点等機能を担う事業所として規定し、鳴門市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）により市長に申請し、市の登録を受けなければならない。

2 市長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し適当と認めたものについて拠点等機能を担う事業所として登録を行い、鳴門市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

（変更等）

第6条 前条第2項の登録を受けた事業所は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに鳴門市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（運営方法）

第7条 拠点等事業の運営は、鳴門市地域自立支援協議会において、現状把握、整備の方針等の協議を実施し、その結果を踏まえて行うものとする。

（遵守事項）

第8条 拠点等機能を担う事業所は、拠点等事業の実施にあたっては、障がい者等及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

2 拠点等機能を担う事業所は、拠点等事業の実施時に事故が発生した場合は、直ちに必要な処置を講じ、市、利用者の家族等に連絡を行わなければならない。

3 拠点等機能を担う事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者等に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定め

るものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。